

「定額給付金」とは別に

「子育て応援特別手当」を給付します

市は、幼児期の養育を支援するため、子育て応援特別手当を給付します。

支給対象児童 2月1日現在で次の要件に該当する人

平成2年4月2日～平成17年4月1日に生まれた子が2人以上おり、かつ、このうち、第2子以降の平成14年4月2日～平成17年4月1日に生まれた子で次のいずれかの要件に該当する人。

市の住民基本台帳に記録されている
市の外国人登録原票に登録されていて、次のいずれかに該当する

- (1)特別永住者
- (2)在留資格を有して在留する者（短期滞在者を除く）

支給対象者 対象児童がいる世帯の世帯主であって、前記の または のいずれかに該当する人

給付額 対象となる子1人当たり3万6千円を、今年度限りの一時金として、口座振込により支給します。

申請および給付方法 対象となる世帯主に、「子育て応援特別手当申請書」を4月7日（火）に発送します。申請書の内容を確認の上、必要事項を記入し、同封する返信用封筒を使って、申請

書と必要書類を市こども課まで返送してください。

なお、窓口申請を希望する人は、申請書をこども課、兼山振興事務所および中恵土、広見を除く各連絡所に提出してください。本人確認のため、申請書の送付・提出時には、振込先の口座がわかるもの（通帳の表紙を開いた部分やキャッシュカード）の写しの添付と、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの身分証明書をお持ちください。

世帯主本人が申請し、給付金の受け取り口座を児童手当等市に登録している世帯主名義の口座とする場合は、通帳や本人確認書類を省略できます。

申請書類を受領・審査確認後、振込み金額、振込予定日を郵送にてお知らせし、5月上旬より順次指定口座へ振込みます。

受給いただくためには、申請書の提出が必要ですので、該当する人は必ず期限までに手続きを行ってください。

申請期限 10月7日（水）
問合せ先 こども課

対象となる世帯主には案内を送付しますが、通学の関係などの事情により住民票を別にしている子どもがいる場合は、申請書が送付されないこともあります。該当すると思う人で申請書が送られてこないときは、こども課に問い合わせてください。申請時には、同じ人に扶養されていることがわかる医療保険の被保険者証の写しなどが必要になります。

「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付を装った

振り込め詐欺にご注意ください！

不審な電話がかかってきたら、可児警察署（☎ 61 0110）または市防災安全課にご連絡ください。
市や総務省の職員がATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることはありません
自分がATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません
市や総務省の職員が「定額給付金」や「子育て応援特別手当」を給付するために、手数料などを求めることはありません

始めます！
家計への緊急支援

定額給付金

景気後退下における皆さんの不安に対処するため、定額給付金を給付することで生活支援を行います。また、併せて皆さんに広く給付することで、地域の経済対策に役立てることを目的としています。

給付対象者

2月1日（基準日）時点において、次のいずれかに該当する人が対象となります。

市の住民基本台帳に記録されている人
市の外国人登録原票に登録されている人（出生等で在留できる人を含み短期滞在資格で在留する人を除く）

給付額

給付対象者1人につき1万2千円。
ただし、基準日時点で18歳以下（平成2年2月2日以降生まれ）および65歳以上（昭和19年2月2日以前生まれ）の人には2万円。

給付までの流れ

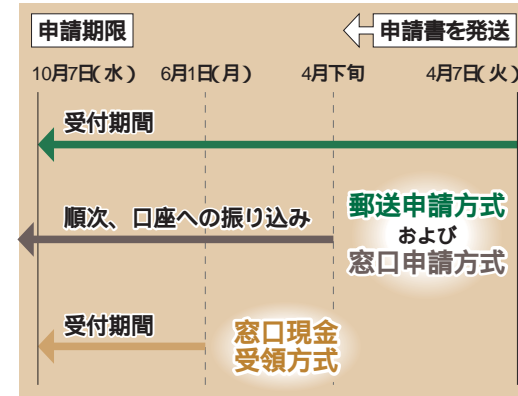
4月7日（火）に対象の世帯主あて（外国人には個人あて）に「定額給付金申請書」を発送します。申請書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒を使って申請書と必要書類を送付してください。
記入方法など詳しくは申請書に同封の記載要領および留意事項を確認してください。
4月7日から、郵送申請方式および窓口申請方式の受け付けを行います。受け付けた申請書の内容を確認して給付を決定し、4月下旬以降、口座振り込みを順次行います（振り込みには時間がかかることがあります）。

また、窓口現金受領方式については、6月1日（月）からの受け付けを予定しています。

申請・給付方法

3種類の申請方法があります。
郵送申請方式 申請者が申請書を同封の返信用封筒で郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関口座に振り込む方法
窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口（市役所定額給付金室または兼山振興事務所もしくは各連絡所）中恵土・広見を除く）に提出し、市が申請者から通知された金融機関口座に振り込む方法
窓口現金受領方式 申請者が申請書を市の窓口（市役所定額給付金室に限り）に提出し、現金を受領する方法

給付までの流れのイメージ



原則として、またはの口座振込での給付となります。の窓口現金受領方式は、金融機関に口座をお持ちでない場合などに限られます。詳しくは問い合わせください。

申請時に必要な書類

定額給付金申請書（請求書）
振り込み先の口座が分かるもの（通帳の表紙を開いた部分やキャッシュカード）の写し
本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）の写し

申請者が世帯主または世帯構成者で、給付金の受け取り口座を税や水道料金などの引き落としに現に利用している世帯主名義の口座とする場合は、通帳や本人確認書類の写しの添付を省略できますので、手間をかけずに、早く定額給付金をお受け取りいただけます。

申請期間

4月7日（火）～10月7日（水）の6カ月間です。
4月12、19、26日（いずれも日曜日）は、市役所定額給付金室で休日窓口を開設します。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。ご利用ください。

問合せ先 定額給付金室